

利用者様各位

令和7年2月1日
(株) ケアサポート
ナースステーションさつき
管理者 佐藤 節子

**訪問看護医療 DX 情報活用加算開始に伴う
ウェブサイト掲示について**

2024年6月の診療報酬改定に伴い、ナースステーションさつきは、地方厚生局長に従業員として届け出た看護師等（准看護師を除く）が「オンライン資格確認」によって利用者様の診療情報や薬剤情報等を取得した上で、計画的な管理を行うとともに質の高い訪問看護を提供します。

これにより2025年2月から、訪問看護医療 DX 情報活用加算として厚生労働省が定めた以下の額を訪問看護療養費に加算します。

(新) 訪問看護医療 DX 情報活用加算費 50 円/月

これに関する施設基準は以下の通りです。

1. 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成4年厚生省令第5号）第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。
2. 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。
3. 居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムの活用により、看護師等が利用者様の診療情報等を取得及び活用できる体制を有していること。
4. 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用していることについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。
5. 3の掲示事項について、ウェブサイトに掲載していること。